宣誓書及び確認書

　私は、社会福祉法人○○○の理事就任にあたり、次の１～５の各事項に該当していないことを宣誓します。

１　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

２　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

３　２に掲げる者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

５　暴力団員等の反社会的勢力である者

　また、各役員との特殊の関係について、

　　特殊の関係がある者が（　いません　・　います　）。

　　　　　　　　　　　　　※どちらかを○で囲んでください

　　※特殊の関係がある者がいる場合、該当がある項目の□を✔してください。

　　　　□配偶者

　　　　□三親等以内の親族

　　　　・厚生労働省令で定める者（規則第２条の10）

　　　　　□ⅰ　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　　　　　□ⅱ　当該理事の使用人

　　　　　□ⅲ　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　　　　□ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

　　　　　□ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

　　　　　□ⅵ　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団　　　　　　　体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総

　　　　　　　数の３分の１を超える場合に限る。）

　　　　　　（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含

　　　　　　む。

　　　　　□ⅶ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福

　　　　　　　祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

　　　　　　　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行

　　　　　　　政法人、特殊法人、認可法人

　以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　（印）

社会福祉法人○○○

　理事長　　　　　　　　様

参　考

　○社会福祉法

　（役員の資格等）

第４４条　第４０条第１項の規定は役員について準用する。

２～５　略

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その

　他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又

　は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省

　令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれること

　になってはならない。

７　略

　　（評議員の資格等）

　　第４０条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　一　法人

　二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省

令で定めるもの

　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規

　　定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

　　なるまでの者

　四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

　　り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社

　　会福祉法人の解散当時の役員

　 ○暴力団員等の反社会的勢力である者

１　暴力団　２　暴力団員　３　暴力団準構成員　４　暴力団関係企業　５　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ　６　暴力団員でなくってから５年を経過していない者　７　その他前各号に準ずる者

宣誓書

　私は、社会福祉法人○○○の監事就任にあたり、次の各事項に該当していないことを宣誓します。

１　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

２　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

３　２に掲げる者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

５　暴力団員等の反社会的勢力である者

６　この法人の各役員と特殊の関係がある者

　※各役員との特殊の関係については、下記のとおり

　　　　①配偶者

　　　　②三親等以内の親族

　　　　③厚生労働省令で定める者（規則第２条の11）

　　　　　ⅰ　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　　　　　ⅱ　当該役員の使用人

　　　　　ⅲ　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　　　　ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

　　　　　ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

　　　　　ⅵ　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体

　　　　　　の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の

　　　　　　３分の１を超える場合に限る。）

　　　　　　（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含

　　　　　　む。

　　　　　ⅶ　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役

　　　　　　員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分

　　　　　　の１を超える場合に限る。）

　　　　　ⅷ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉

　　　　　　法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に

　　　　　　限る。）

　　　　　ⅸ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉

　　　　　　法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

　　　　　　　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行

　　　　　　　政法人、特殊法人、認可法人

　以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　（印）

社会福祉法人○○○

　理事長　　　　　　　　様

参　考

　○社会福祉法

　　（役員の資格）

　　第４４条　第４０条第１項の規定は役員について準用する。

　　２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

　　３～６　略

　　７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各

　　　役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはなら

　　　ない。

　　（評議員の資格等）

　　第４０条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　一　法人

　二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省

令で定めるもの

　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規

　　定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

　　なるまでの者

　四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

　　り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社

　　会福祉法人の解散当時の役員

　 ○暴力団員等の反社会的勢力である者

１　暴力団　２　暴力団員　３　暴力団準構成員　４　暴力団関係企業　５　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ　６　暴力団員でなくってから５年を経過していない者　７　その他前各号に準ずる者

宣誓書

　私は、社会福祉法人○○○の評議員就任にあたり、次の各事項に該当していないことを宣誓します。

１　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

２　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

３　２に掲げる者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

４　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

５　暴力団員等の反社会的勢力である者

　　６　この法人の各評議員又は各役員と特殊の関係がある者

　※各評議員又は各役員との特殊の関係については、下記のとおり

　　　　①配偶者

　　　　②三親等以内の親族

　　　　③厚生労働省令で定める者（規則第２条の７、第２条の８）

　　　　　ⅰ　当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　　　　　ⅱ　当該評議員又は役員の使用人

　　　　　ⅲ　当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　　　　ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者

　　　　　ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

　　　　　ⅵ　当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人

　　　　　　以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評

　　　　　　議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）

　　　　　　（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含

　　　　　　む。

　　　　　ⅶ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉

　　　　　　法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に

　　　　　　限る。）

　　　　　ⅷ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉

　　　　　　法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）

　　　　　　　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行

　　　　　　　政法人、特殊法人、認可法人

　以上の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出いたします。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　（印）

社会福祉法人○○○

　理事長　　　　　　　　様

参　考

　○社会福祉法

　　（評議員の資格等）

　　第４０条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　一　法人

　二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省

令で定めるもの

　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規　定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なるまでの者

　四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

　　り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社

　　会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　略

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

　 ○暴力団員等の反社会的勢力である者

１　暴力団　２　暴力団員　３　暴力団準構成員　４　暴力団関係企業　５　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ　６　暴力団員でなくってから５年を経過していない者　７　その他前各号に準ずる者